

「少子化等に関する県民意識調査」企画募集要項

1 募集の趣旨

少子化の進行の一因となっている未婚・晩婚化が年々進んでいることから、結婚や育児に関する県民の意識を把握し、今後の少子化対策の参考にするとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく計画「かごしま子ども未来プラン2020」改訂の基礎資料を得るため、今年度「少子化等に関する県民意識調査」を実施することとしており、その企画や実施を委託する団体を募集します。

2 応募資格

次の(1)から(5)の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

3 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とします。

4 委託費

5,837,000円（上限額。消費税含む）

5 委託期間

委託契約の日から令和6年3月29日（金）まで

6 委託業務の概要

県民の結婚・子育てに対する意識を把握するために、県が無作為に抽出した県民5千人及び県内企業200社に対し郵送によるアンケート調査、加えてインターネットでも同調査を行い、その結果を集計、分析し報告書を作成する。

7 ご提案いただきたい内容

- (1) 回答率を上げるための方策

調査票郵送分については、回収率の目標を50%以上としています。インターネット調査も含め、回収率を上げるための効果的な方策をご提案ください。

(2) 回答方法

紙での回答に加えて、インターネットでの回答を受付けるため、効果的な回収方法をご提案ください。(例：回答の途中で一時保存・回答送信ができる機能を付ける。回答の途中で飽きない工夫をする。など)

(3) 分析（県民への調査のみ）

集計結果から鹿児島県の少子化についての現状や全国との比較を行い、鹿児島県の実情・課題を明確にし、大問ごとに動向の考察を行ってください。

【分析のイメージ】

① 国の調査結果と比較

全国的な動向の把握や、全国と比較した鹿児島県の位置づけを明確にする。

<関連する国の調査>

- ・ 国勢調査（人口の推移など）
- ・ 人口動態統計（出生数の推移など）
- ・ 出生動向基本調査（結婚・出産に関する意識意識）
- ・ 社会生活基本調査（家事・育児時間など）

② 考察

- ・ 前回調査や国調査と比較した結果、鹿児島県の実情・課題を明確にし、動向を考察する。
- ・ 有識者等による考察を大問ごとに行い、鹿児島県民の子育てや結婚などについての意識を総括する。

③ 調査分析結果の見える化

具体的で平易な表現や図表を用いて結果を公表する。

8 企画提案について（1社あたり1案。その経費は各社負担）

(1) 提出期限 令和5年9月20日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

〒890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課少子化対策係（県庁4階）

(3) 提出書類

① 団体等に関する調書

② 企画書（任意様式。A4縦サイズで統一）

※次のア～オを満たす内容にしてください。

ア 企画の概要（各業務内容、スケジュールなど）

イ 調査票等のデザイン・構成

ウ 分析の方法

エ 報告書の構成

オ 参考見積書

(4) 提出部数 6部

(5) 留意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・ 提出された企画書は、受託決定後も返却しません。
- ・ 採用された企画案は、協議の上、内容変更を行う場合があります。
- ・ 提出する企画書費用等は、各社の負担とします。
- ・ 参加資格のない者や提出書類に虚偽の記載をした者の提出した書類は無効とします。
- ・ 業務委託の遂行に当たり疑義が生じた場合または仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとします。

9 選定方法

提出された応募書類により審査・選考を行い、受託者として1団体を決定します。
なお、企画書の提出締切後に企画コンペを開催します。

10 実施スケジュール（予定）

令和5年8月24日	企画募集開始
9月4日	質問受け付け締切（9月8日頃 質問回答（県PRに公表します。））
20日	企画提案書提出期限
27日	企画コンペ開催
28日	結果通知

11 委託上の留意事項

- (1) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできません。
- (2) 本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められません。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとします。
- (3) 本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。

12 企画コンペの開催について

- (1) 開催日時
令和5年9月27日（水）
- (2) 開催場所
鹿児島県庁行政庁舎16階 16-A-1会議室
- (3) 企画コンペの内容
ご提案についてのプレゼンテーション（10分間）
質疑応答（10分間）
※ 企画コンペの順番は、原則企画書の提出順とします。
※ 企画コンペの詳細は、後日お知らせします。

13 契約の締結等

- (1) 企画案採択後の協議
ア 企画提案書が採択された応募団体（以下「実施団体」という。）は、県と協議の上、実施に向けた協議を改めて行います。

なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合があります。

イ 県と実施団体は、協議に基づき、業務委託契約に必要な仕様書を作成します。

(2) 見積書等の提出

事業費の見積書のほか、実施団体（共同事業体の場合は全ての構成団体）は、下記の書類を県に提出します。

ア 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日付け生文第 197 号）の規定に基づく、「誓約書」及び「役員等名簿」

イ 県税の納税証明書

(3) 契約の締結

県と実施団体は、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。

(4) 事業実績報告及び完了検査

ア 実施団体は、事業終了後、令和 6 年 3 月 29 日（金）までに事業実績報告書及び収支決算書を県に提出します。

イ 県は、実施団体からアの書類を受理した後、速やかに完了検査を行います。

(5) 事業費の請求及び支払い

ア 実施団体は、完了検査に合格した後に、県に対して事業費を請求します。

イ 事業費は、原則として完了検査後に支払いますが、必要に応じて前金で支払うこともできます。その場合は、その内容を業務委託契約書の中で定めることとします。

(6) 会計帳簿類の保管

ア 本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。

イ 会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度（令和 6 年度）から 5 年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

(7) 著作権等

業務委託の実施により取得した著作権は、原則として委託元である県に帰属するものとします。

【申込先・お問合せ先】

〒890-8577鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課少子化対策係 担当：永野

電話：099-286-2800

FAX：099-286-5561

E-mail：syoshika@pref.kagoshima.lg.jp